

沖縄県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰実施要項

平成23年6月29日
文化観光スポーツ部長決裁
平成27年10月6日一部改正
平成28年11月9日一部改正
平成29年8月15日一部改正
令和2年7月15日一部改正
令和3年3月30日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、地域又は職域におけるスポーツの健全な普及・発展に貢献し、顕著な成果をあげた生涯スポーツ関係者及び生涯スポーツ団体を表彰することを目的とする。

(審査及び推薦基準)

第2条 審査及び推薦の基準は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 生涯スポーツ功労者

ア 地域又は職場において、引き続いて10年以上スポーツの普及・奨励のための企画又は指導に特に尽力した者でおおむね40歳以上の者であること。ただし、単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員で本務としてスポーツの指導に当たっている者などは含まないこと。

イ 現在もスポーツを熱心に指導していること。

ウ 過去において、主としてスポーツに関する功績により国又は県の表彰を受けたことがない者であること。

エ 職域におけるスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず地域におけるスポーツの振興にも貢献している者であること。

オ アからエの場合において、営業との関連を十分検討し決定すること。

(2) 生涯スポーツ優良団体

① スポーツクラブ

ア 地域及び職場のスポーツクラブであること。

イ クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。(活動日数は週1回、年50回程度とする。)

エ クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

② スポーツクラブ以外の団体

ア 地域及び職場の団体であること。

イ 組織的にスポーツ活動を行っていること。

ウ 当該団体内においてスポーツがあまねく普及していること。

エ 当該団体の行うスポーツ活動がその地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進しその生活を明るく豊かにするために貢献していること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

(表彰候補者の推薦)

第3条 市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長)、公益財団法人沖縄県スポーツ協会及び沖縄県レクリエーション協会は、第2条各号の推薦基準に該当する沖縄県生涯スポーツ功労者の候補者及び生涯スポーツ優良団体の候補団体について、推薦書(別紙様式)により、沖縄県文化観光スポーツ部長に推薦することができる。

(表彰)

第4条 沖縄県知事は、前条の規定による推薦があったときは、選考委員会の審査を経て、表彰者を決定し、表彰を行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。副賞として記念品を添えることができる。

(生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰に係る選考委員会の設置)

第6条 第3条の規定により推薦されたものを審査するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第7条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、文化スポーツ統括監をもって充てる。

3 委員には、沖縄県教育庁保健体育課長、沖縄県教育庁生涯学習振興課長、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長をもって充てる。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、第3条により推薦された者を審査し、その結果を部長に報告するものとし、候補は功労者と優良団体で合計6（人・団体）を上限とする。ただし、若手指導者（40歳～60歳）や女性指導者を候補者としなない場合は、1を減じた数を限度とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月30日から施行する。